

令和5年 第34回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招集年月日	令和5年4月20日											
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室											
会議の日時	開 会		令和5年4月27日 午後 6時30分									
	閉 会		令和5年4月27日 午後 7時30分									
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名											
出席委員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1番	会長	外 崎 明		7番	委員	奈 良 和 人		13番	委員	佐 藤 貴 彦	
	2番	委員	小野寺 孔		8番	委員	木 口 幸 弘		14番	委員	千川部一和 宏	
	3番	委員	西 口 智 章		9番	委員	佐 藤 龍 也					
	4番	委員	佐 藤 美登子		10番	委員	由 利 昭 人					
	5番	委員	木 村 卓 也		11番	委員	齋 藤 和 博					
	6番	委員	前 田 秀 幸		12番	委員	吉 田 藍					
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係長 石 井 淳 平 総務係 谷 口 方 基											
議案説明のため出席した者 なし												
令和 年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署名委員	農委会長 3番 _____ 8番 _____ _____											

事務局長	全員おそろいですので、これより、第 34 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	統一地方選挙も終了し、農業委員の中から小野寺委員が議員に当選したということで、おめでとうございます。6 月の定例会には農業委員みんなで傍聴に行きたいと思います。今後の活躍に期待したいと思います。天候は 3 月が良かったのですが、4 月に入ってから雨が多く仕事にならない日が続いています。選挙が終わったらよくなるかと思っていましたが、なかなか良い天気にならないようです。また明日、明後日も雨だそうですから、馬鈴薯植えも進まないことになっています。馬鈴薯は天気の良い日に植えないと良いものが獲れませんので、あせらず天候の回復を待ちたいと思います。農業委員会総会も 7 月の改選までにはあと 2 回を残すのみとなりました。次期農業委員の募集も始まっております。積極的な応募をいただけるようお願いいたします。それでは第 34 回総会を始めていきたいと思います。
会長	日程第 1、出席者の報告。6 番前田委員、14 番下川部委員より欠席届が提出されております。 日程第 2、議事録署名委員の指名について、3 番西口智章委員、8 番木口幸弘委員お願いいたします。 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号 下記農地所有適格法人から別紙のとおり農地法第 6 条の規定による報告書の提出がありましたので報告します。 1 番 株式会社船瀬農場代表取締役船瀬一徳さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおりに農地法第 3 条第 2 項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。 2 番 有限会社斉藤農場取締役斉藤克也さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおりに農地法第 3 条第 2 項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。 3 番 中村農園株式会社代表取締役中村俊司さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおりに農地法第 3 条第 2 項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
事務局	ありません。
会長	それでは報告どおり適格と認めます。
事務局	次に報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局説明をお願いします。 報告第 2 号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第 18 条第 6 項の規定により通知がありましたので報告します。 1 番 貸主は鶉町 218 番地の弘平谷正一さん、借主は鶉町 86 番地の弘平谷俊之さん、土地の所在は鶉町 640 番 3 ほか 6 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 68,784.87 ㎡、契約期間は平成 28 年 3 月 28 日から令和 8 年 3 月 27 日までの 10 年間です。新規賃貸のための解約です。

	2番 貸主は七飯町大中山2丁目16番地1の進藤万里安さんほか1名、借主は鶉町86番地の弘平谷俊之さん、土地の所在は鶉町570番、地目は公簿・現況ともに田、面積は17,989㎡(面積誤り)、契約期間は令和4年1月25日から令和7年1月24日までの3年間です。新規賃貸のための解約です。 3番 貸主は七飯町字上藤城25番地の青山雅宣さん、借主は当路506番地の有限会社斉藤農場さん、土地の所在は新栄585番ほか4筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は49,477㎡、契約期間は令和3年11月28日から令和8年11月27日までの5年間です。賃貸料等変更のため契約を再締結するための解約です。 4番 貸主は七飯町字上藤城25番地の青山君子さん、借主は当路506番地の有限会社斉藤農場さん、土地の所在は新栄718番1ほか2筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は8,352㎡、契約期間は令和3年11月28日から令和8年11月27日までの5年間です。賃貸料等変更のため契約を再締結するための解約です。 5番 貸主は相生369番地の杉森明善さん、借主は相生383番地17の杉森望さん、土地の所在は相生337番1うちほか12筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は137,096㎡、契約期間は平成25年12月20日から令和5年12月19日までの10年間です。新規賃貸及び所有権移転のための解約です。
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは承認いたします。
事務局	続いて議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。 議案第1号 下記の農地につき、利用権設定のため農地法第3条の規定による許可申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は美和24番地1の福田浩太郎さん、譲渡人は美和25番地1の福田昭一さん、土地の所在は美和32番3ほか21筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は77,115㎡、契約期間は令和5年4月28日から令和15年4月27日までの10年間、経営移譲に伴う世帯内の使用貸借です。 2番 譲受人は美和24番地1の福田浩太郎さん、譲渡人は美和24番地1の福田昭浩さん、土地の所在は美和816番1ほか2筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は677㎡、契約期間は令和5年4月28日から令和15年4月27日までの10年間、経営移譲に伴う世帯内の使用貸借です。 3番 譲受人は上里121番地4の中村農園株式会社さん、譲渡人は上里121番地7の中村俊司さん、土地の所在は上里120番1ほか57筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は225,468㎡、契約期間は令和5年4月28日から令和15年4月27日までの10年間、法人構成員から法人への使用貸借更新です。
会長	事務局の説明が終わりました。更新と経営移譲に伴う使用貸借なので補足説明は不要です。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。

会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。
事務局	続いて議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、下記のとおり農地を転用し利用権を設定するため許可申請があったので適否について意見を求めます 1番 土地の所在は滝野 352番1ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は2,713㎡、譲渡人は当路504番地1の相良一之さん、譲受人は新町24番地4の江口工業株式会社さん、転用目的は農地整備事業滝野地区排水路整備工事に伴う建築資材ヤード設置のため、転用期間は許可日から7月31日までの一時転用です。 議案資料の31ページから39ページに資料を付しており、審査表により整理しております。 当該農地につきましては、農振農用地であり原則と許可することができない農地として位置付けられています。ただし例外規定として、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、利用目的を達成する上で必要であると認められる場合に許可することができます。本転用はその期間が約3か月強であり、一時転用と認められること、資材置き場として使用することから農地への原状回復が容易であること、転用原因となった工事対象地が本転用地に隣接し、周辺に適切な非農地あるいは第2種、第3種農地が所在しないことから、代替地はないものと判断されます。資力、事業期間、面積、被害防除措置についても適切に確保されていると判断し、許可相当と考えます。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤美委員	4番。昨年度から継続している排水路整備工事に伴うもので、転用地は工事現場に最も近く、周辺も農振農用地が広がっているため、この場所が資材置き場としてもっとも適切と考えられます。そのような理由で、江口工業さんから所有者の相良一之さんにこの用地の借用をお願いしたとのことでした。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
由利委員	10番。事務局にお願いなのですが、図面を参照できるように、議案の方に頁番号を入れていただくと助かります。よろしくお願いいたします。
事務局	承知しました。
会長	残高証明書まで添付しなければならないのですか。
事務局	法律上は申請書に添付しなければならない書類となっています。ただ、議案資料として掲載すべきかどうかは難しいところです。プライバシーの問題もありますので、議案資料からは割愛の方がよいでしょうか。
由利委員	通帳の写しなどは口座番号も見えてしまうので、そのような資料は省いてもよいのではないのでしょうか。
事務局	今回のケースでは、公共工事に伴うものなので、工事契約の写しなどで添付資料とすることなども考えられました。

	今後は、残高証明書などは議案からは割愛することとしたいと思います。
会長	プライバシーに関わるような資料であれば議案から省くようにしてください。あとはケースバイケースで判断してください。ほかにありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。 異議なし。 それでは申請通り許可します。 続いて議案第3号農用地利用集積計画についてですが、1番と2番に佐藤貴彦委員にかかる案件がありますので、退席をお願いします。 (佐藤貴彦委員退席) 事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号 下記の農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は相生 405 番地4の佐藤貴彦さん、譲渡人は相生 369 番地4の杉森明善さん、土地の所在は相生 359 番8ほか8筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 42,927.48㎡、対価は 10a あたり田で 100,000 円、畑で 54,000 円です。 2番 譲受人は相生 405 番地4の佐藤貴彦さん、譲渡人は共和 87 番地の杉森公雄さん、土地の所在は相生 359 番7ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 5,443㎡、贈与による所有権移転です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
奈良委員	7番。1番は、杉森明善さんが離農するということで、所有地を佐藤さんが購入することとなった案件です。2番は、杉森公雄さんのお父さんの代に杉森明善さんに所有権移転していたのですが、登記がされていなかったということです。1番の案件と一体の土地として佐藤貴彦さんに贈与による所有権移転をするということになりました。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。 異議なし。 それでは申請通り許可します。 (佐藤貴彦委員着席) 続けて3番、4番の補足説明をお願いします。
事務局	3番 譲受人は鶉町 256 番地の犬塚和俊さん、譲渡人は相生 369 番地4の杉森明善さん、土地の所在は鶉町 443 番1ほか4筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 24,299㎡、対価は 10a あたり 62,000 円です。

	4 番 譲受人は上里 121 番地 4 の中村農園株式会社さん、譲渡人は滝野 528 番地の久保田勝義さん、土地の所在は上里 614 番 1 ほか 3 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、面積は 230 m²、対価は 10a あたり 130,000 円です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
奈良委員	7 番。3 番は杉森明善さんが離農するため、犬塚さんが引き受けるということで所有権移転するものです。
佐藤美委員	4 番。4 番は中村農園さんの農地に囲まれて久保田さんの農地があり、久保田さんが離農することから、周辺農地を経営する中村さんに購入してもらうこととなりました。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。
	続いて議案第 4 号農用地利用集積計画、使用貸借についてですが、1 番に斉藤和博委員の案件がありますので、斉藤委員から退席をお願いします。 (斉藤委員退席) 事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号 下記の農地につき、農用地利用集積計画により使用貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。 1 番 譲受人は当路 506 番地のカネサ斉藤農産さん、譲渡人は当路 506 番地の斉藤武雄さん、土地の所在は当路 506 番 4 ほか 15 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 62,177 m²、契約期間は令和 5 年 4 月 28 日から令和 15 年 4 月 27 日までの 10 年間、生前贈与していた農地ですが、贈与者が死亡したことから、納税猶予による特定農地の制約がなくなったため、相続人から相続人の子である斉藤和博さんが代表を務める法人に使用貸借を行うものです。
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
吉田委員	12 番。補足しますと、斉藤和博さんお祖父さんにあたる斉藤利道さんから和博さんのお父さんである武雄さんに税全贈与が行われておりました。その後、武雄さんも経営移譲したのですが、納税猶予を受けていたため、当該農地を法人が直接経営することができませんでした。昨年、おじいさんの利道さんが亡くなったために、改めて武雄さんから斉藤農産へ使用貸借できるようになったということです。
会長	他に質問はありますか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。

会長	それでは申請通り許可します。 続いて議案第5号農用地利用集積計画についてですが、2番に奈良和人委員の案件があり、1番も関連する案件ですので、1番と2番について奈良委員、退席をお願いします。 (奈良委員退席) 事務局説明をお願いします。
事務局	1番 譲受人は札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益財団法人北海道農業公社さん、譲渡人は鶉町811番地の上田繁春さん、土地の所在は鶉町452番1ほか1筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は21,327㎡、契約期間は令和5年4月28日から令和8年12月31日までの4年間、対価は田で10aあたり18,000円、畑で3,000円、中間管理事業を利用した新規の案件です。 2番 譲受人は鶉町706番地2の株式会社奈良農場さん、譲渡人は札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益財団法人北海道農業公社さん、土地の所在及び、地目、面積、契約期間、対価は1番に同じです。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
事務局	すみません。こちらは事務局が直接受けた案件になります。新規で賃貸するにあたって中間管理事業を使って賃貸したいという希望が奈良さんからあり、このような賃貸となりました。
会長	質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。 (奈良委員着席) 続いて3番から13番の案件について事務局説明をお願いします。
事務局	3番 譲受人は鶉331番地の岩田淳一さん、譲渡人は札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益財団法人北海道農業公社さん、土地の所在は旭丘75番1ほか18筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は78,724㎡、契約期間は令和5年4月28日から令和10年2月20日までの5年間、対価は10aあたり1,500円、2月総会で付議した保有合理化事業に伴う一時貸付です。 4番 譲受人は鶉町13番地1の船瀬良次さん、譲渡人は鶉町218番地の弘平谷正一さん、土地の所在は鶉町641番1ほか3筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は35,501㎡、契約期間は令和5年4月28日から令和10年4月27日までの5年間、対価は10aあたり4,000円、新規の案件です。 5番 譲受人は鶉町13番地1の船瀬良次さん、譲渡人は鶉町218番地の弘平谷正一さん、土地の所在は鶉町694番ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は22,970㎡、契約期間は令和5年4月28日から令和10年4月27日までの5年間、対価は10aあたり18,000円、新規の案件です。

	6番 譲受人は鶉町 243 番地 1 の進藤正美さん、譲渡人は七飯町大中山 2 丁目 16 番 1 号の進藤万里安さんほか、土地の所在は鶉町 570 番、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、面積は 17,989 m²、契約期間は令和 5 年 4 月 28 日から令和 10 年 4 月 27 日までの 5 年間、対価は 10a あたり 20,000 円、新規の案件です。 7番 譲受人は美和 1085 番地 1 の株式会社ヤマゲンアグリさん、譲渡人は相生 369 番の杉森明善さん、土地の所在は相生 337 番 1 ほか 5 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、面積は 105,970 m²、契約期間は令和 5 年 4 月 28 日から令和 10 年 4 月 27 日までの 5 年間、対価は 10a あたり 3,000 円、新規の案件です。 8番 譲受人は美和 24 番地 1 の福田浩太郎さん、譲渡人は美和 46 番地 1 の福田寿明さん、土地の所在は美和 322 番ほか 4 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、面積は 14,740 m²、契約期間は令和 5 年 4 月 28 日から令和 6 年 4 月 27 日までの 1 年間、対価は 10a あたり 5,000 円、新規の案件です。 9番 譲受人は美和 24 番地 1 の福田浩太郎さん、譲渡人は美和 81 番地の福田武弘さん、土地の所在は美和 1556 番、地目は公簿・現況ともに田、面積は 6,222 m²、契約期間は令和 5 年 4 月 28 日から令和 9 年 4 月 27 日までの 4 年間、対価は 10a あたり 5,000 円、新規の案件です。 10番 譲受人は鶉 546 番地 1 の川村明さん、譲渡人は札幌市豊平区西岡 1 条 4 丁目 2 番 30 号の川村喜彦（のぶひこ）さん、土地の所在はうずら 860 番 4 ほか 1 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 15,173 m²、契約期間は令和 5 年 5 月 27 日から令和 9 年 5 月 26 日までの 4 年間、対価は 10a あたり 18,000 円、更新の案件です。 11番 譲受人は当路 506 番地の有限会社斉藤農場さん、譲渡人は美和 69 番地の西山八男さん、土地の所在は美和 1525 番 1、地目は公簿・現況ともに田、面積は 8,433 m²、契約期間は令和 5 年 4 月 28 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 4 年間、対価は 10a あたり 7,000 円、更新の案件です。 12番 譲受人は当路 506 番地の有限会社斉藤農場さん、譲渡人は七飯町字上藤城 25 番地の青山雅信さん、土地の所在は新栄 585 番ほか 4 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 49,477 m²、契約期間は令和 5 年 4 月 27 日から令和 6 年 4 月 27 日までの 1 年間、対価は田で 10a あたり 10,000 円、畑で 5,000 円、賃貸料含めた契約内容の変更です。 13番 譲受人は当路 506 番地の有限会社斉藤農場さん、譲渡人は七飯町字上藤城 25 番地の青山君子さん、土地の所在は新栄 718 番 1 ほか 2 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 8,352 m²、契約期間は令和 5 年 4 月 28 日から令和 6 年 4 月 27 日までの 1 年間、対価は 10a あたり 4,300 円、賃貸料含めた契約内容の変更です。
会長	事務局説明が終わりました。3 番から補足説明をお願いします。
小野寺委員	2 番。3 番は保有合理化事業による一時貸付の案件です。買入については 2 月総会で審議されたものです。
奈良委員	7 番。4 番と 5 番の案件は、弘平谷さんが一時農業をお休みするということで、経営農地を船瀬良治さんに貸付するものです。
西口委員	6 番も弘平谷さんの経営農地です。弘平谷さんが借りていた農地を進藤さんにつかってもらうということです。
佐藤貴委員	13 番。7 番は杉森さんが離農するということでヤマゲンさんに賃貸することとなりました。条件の悪い畑で、周りの農家さんにもお願いしましたがなかなか引き受け手が

	いませんでした。ヤマゲンさんはこれからビートを手掛けたいということだったので、まとまった面積を使ってもらえることになりました。
事務局	8番と9番は欠席された前田委員から引き継ぎがありましたので、事務局から説明します。単価が10aあたり5,000円と安いのですが、これは暗渠設置を福田さんの負担で行うということでこの単価としています。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
佐藤龍委員	9番。3番の岩田淳一さんの賃貸ですが、畑で10a単価が1,500円ということでかなり安いのですが、なぜでしょうか。
事務局	この案件は保有合理化事業による一時貸付で、5年後に岩田さんが公社から買い入れることになります。事業の趣旨として、5年の間に農家さんに力をつけてもらって5年後に買入してもらうというものなので、公社の一時貸付の単価は非常に安く設定されています。
佐藤龍委員	9番。もう1つあります。5番の案件、畑の単価が10aあたり20,000円となっていますが、これは誤りですか。
事務局	誤りです。失礼しました。
会長	ほかにありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。 異議なし。 それでは申請通り許可します。 続いて、協議第1号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について事務局説明をお願いします。
事務局	協議第1号、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく最適化活動にかかる推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、別紙案により公表したいので協議願います。 以下、協議第1号資料に基づいて説明します。 I 農業委員会の状況については、令和4年4月1日現在の農林業センサス等に基づく事実記載となっておりますのでお読み取り下さい。 II 最適化活動の実施状況について1.(1)③実績のところに今年度の集積実績について記載しております。今年度の新規集積面積は149haで集積率は85.7%となっております。今年度集積率の目標83.2%を上回る達成状況となっております。 (2)の遊休農地については、一昨年度の農地利用調査で非農地として判断しておりますので、現時点の遊休農地面積はゼロとなっております。 (3)③にある新規参入の実績については令和4年度は残念ながらゼロとなりました。 III 事務の実施状況については総会開催回数や農地法の許可事務等の実施状況を記載しております。 以上の内容で北海道庁及び北海道農業会議に報告するとともに、町ホームページで公

	開したいので協議願います。
	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
	ありません。
会長	なければ承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	ほかにありますか。
事務局	お願いとお知らせです。町では新規就農フェアに職員を派遣していますが、短期の新規就農者にかかる研修を受け入れることとしております。連休明けに畑作で就農希望している方を1名受け入れ予定があります。ご協力いただければと思います。道外の方で、現在は道東の法人に勤務しているようです。機械の規模が本州とは違いすぎて難しかったようです。ちょうど忙しい時期かと思いますがよろしくお願いいたします。
会長	農業委員は積極的に研修を受け入れていただければと思います。
事務局	次回総会日程についてお諮りします。 事務局からは5月26日（金）を第一希望としたいと思います。時間は18時30分開催です。
委員	異議なし。
会長	それでは次回総会は5月26日（金）18時30分からとします。 それでは、他になければ第34回農業委員会総会を閉会します。 ～了～